

昭和自動車株式會社労働争議

- 一、名 稱 昭和自動車株式會社
- 二、所 在 地 直方市明治町須崎町
- 三、事業の種類 旅客運輸（乗合バス）
資本金 九萬七千圓
- 四、事業主 社長 川 關 俊 彦
- 五、従業員數 二〇名（内九名自動車所有者たる下請員人）
- 六、争議参加人員 七名
- 七、同發生年月日 昭和九年六月二十八日
- 八、同解決年月日 同 七月十一日
- 九、同發生原因

本社は昭和四年八月の創立にして、會社は一定路線の營業權を有するも自動車を所有しないので、下請人九名の所有する

自動車（九台）に依り營業をなしたるも、昨年十月改正自動車交通業法の實施に因り、即ち營業者の使用する自動車は自己所有のものたるを要することとなつたので、其後會社側より自動車買収の交渉を開始したるところ、下請人（自動車所有者にして運轉手）の要求するところ過大なる爲双方の主張に多くの相違ありて容易に纏らなかつたので、下請人側に於ては會社側との交渉進展せず其の遲延するを以て會社側に誠意なしとて抗争の決意をなし、筑豊合同労働組合に應援を求め、六月二十六、七日の兩夜對策協議の結果遂に翌二十八日會社に對し次の歎願書を提出要求することとなつたのである。

十、歎願書提出並に經過

六月二十八日社長宛次の歎願書を提出すると共に翌二十九日